

京 都 大 学 宇 治 お う ば く プ ラ ザ 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後														
<p>(前 略)</p> <p>別表 京都大学宇治おうばくプラザ施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料 (円) (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: right;">11,000</td> </tr> <tr> <td>セミナー室1</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> </tr> <tr> <td>セミナー室2</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> </tr> <tr> <td>セミナー室3</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> </tr> <tr> <td>セミナー室4</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> </tr> <tr> <td>セミナー室5</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 第3条第2項第1号に掲げる行事(全学又は宇治地区全体に係るものを除く。)に使用する<u>場合の施設使用料は、上記表中の使用料の額を半額にして算出するものとする。</u></p> <p><u>6</u> 第3条第2項第2号に掲げる行事で本学の教職員が主催する行事に使用する<u>場合の施設使用料は、上記表中の使用料の額を半額にして算出するものとする。</u></p>	施設名	使用料 (円) (1時間当たり)	ホール	11,000	セミナー室1	2,100	セミナー室2	1,100	セミナー室3	1,100	セミナー室4	2,100	セミナー室5	2,100	<p>附 則 (令和6年12月総長裁定) この規程は、令和6年12月25日から施行する。</p> <p>別表</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px 0;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;">(同 左)</div> </div> <p>1～3</p> <p><u>4</u> 本学で管理する財源による支払の場合は、<u>上記表中の使用料を半額にして算出するものとする。</u></p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p><u>6</u> 第3条第2項各号に掲げる行事で、<u>管理責任者が特別の理由があると認める場合は、上記表中の使用料の全額又は半額を免除することができる。</u></p>
施設名	使用料 (円) (1時間当たり)														
ホール	11,000														
セミナー室1	2,100														
セミナー室2	1,100														
セミナー室3	1,100														
セミナー室4	2,100														
セミナー室5	2,100														